

NTCIR テストコレクション利用許諾に関する覚書  
(研究目的利用者用)

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 国立情報学研究所 (以下「甲」という。)と \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)は、NTCIR ワークショップの成果物として甲が提供する次の「NTCIR-9 特許機械翻訳 テストコレクション」に関して、以下の通りの覚書を結ぶこととする。(乙は、名称として法人名を記入すること。)

第1条 (データの内容)

1. 「文書データ」とは、別紙細則1に定めるデータのことである。
2. 「タスクデータ」とは、別紙細則2に定めるデータのことである。
3. 「テストコレクション」とは、「文書データ」と「タスクデータ」の総称である。

第2条 (権利の帰属)

1. 「文書データ」に関する著作権については、別紙細則3に定める。
2. 「タスクデータ」に関する著作権については、別紙細則4に定める。
3. 乙が、「テストコレクション」を利用して開発した技術、システムなどに関して生じた知的財産権は、乙に帰属する。
4. 乙から提出されたデータに基づいて、甲が行った分析結果、「テストコレクション」の改良などに関して生じた知的財産権は、甲に帰属する。

第3条 (利用許諾)

甲は乙に対して「テストコレクション」の利用を許諾する。

第4条 (利用許諾の範囲)

1. 乙は、「テストコレクション」を情報検索、自然言語処理等に関する研究目的にのみ利用できるものとする。
2. 乙は、「テストコレクション」およびその全体または一部を複製したもの、あるいは、それを復元できる状態に加工されたデータを第三者に対して、売買、貸与、刊行、配布、送信可能化をしてはならない。

第5条 (提供の方法)

甲は、別紙細則5に定める手段により「テストコレクション」を乙に提供する。

第6条 (利用者の範囲)

1. 「テストコレクション」の利用者の範囲は、乙本人および乙と直接共同して研究するグループの構成員に限定されるものとする。
2. 乙は、利用者の名簿を管理し、甲から求めがあった場合は、遅滞なく、これを甲に提出するものとする。

第7条 (知見の発表)

1. 乙は、本覚書に違反しない範囲において、「テストコレクション」を利用して得られた知見に関する研究発表を行うことができる。
2. 乙は、研究発表において、自己の研究を記述するために必要な場合に限り、「テストコレクション」に含まれるデータの一部を引用することができる。その際、引用する部分の著作権および出版者等の権利を侵害してはならない。
3. 乙は、発表論文に、テストコレクション名及び利用した文書データを明記し、かつ、NTCIR ワークショップの会議論文集と関連する文献を引用するものとする。
4. 乙は、発表論文の書誌事項(掲載資料名、巻号ページ、出版者、発表年月日等)とともに発表論文の別刷りまたはコピーを一部、論文発表の都度、甲に提出するものとする。
5. 乙は、「テストコレクション」を利用して得られたデータの公開については、事前に甲から書面による承認を得ることとする。
6. 乙は、「テストコレクション」を用いた評価結果を商品の広告、宣伝などの営利目的、および誹謗・中傷に用いてはならない。

第8条 (覚書の有効期間)

本覚書の有効期間は、覚書締結日より当該年度の末日までとする。期間満了日の1ヶ月前までに、甲または乙から本覚書を解約する旨の書面による申し出がない場合には、一年間継続するものとし、以後も同様とする。有効期間を更新しない場合は、期間満了後、乙はすべての計算機およびメディアから「テストコレクション」を速やかに消去しなければならない。なお、乙の属する組織または乙の所属に変更の生じた場合は、遅滞なくこれを甲に報告し、必要があれば覚書の取り交わしを改めて行うものとする。

第9条（報告書の提出）

乙は、有効期間満了日の一ヶ月前までに「テストコレクション」を利用した当該年度の研究活動に関する報告書を甲へ提出するものとする。

第10条（データの利用中止）

1. 乙は、本覚書に違反する利用が行われた場合、甲の申し入れにより、直ちに「テストコレクション」の利用を中止し、すべての計算機およびメディアから、「テストコレクション」およびこれを加工して得られたデータの全てを速やかに消去し、消去した旨の書面を甲に提出しなければならない。
2. 「テストコレクション」の著作権者または利用許諾権者から、個々の文書データまたはタスクデータの利用中止の要請があった場合、乙は、甲の申し入れにより、すべての計算機およびメディアから該当するデータを速やかに消去し、消去した旨の書面を甲に提出しなければならない。

第11条（免責事項）

甲および「テストコレクション」の著作権者または利用許諾権者は、理由の如何を問わず、乙が「テストコレクション」を利用したことにより生じた不利益について、一切の責任を負わないものとする。

第12条（協議事項）

本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙は誠意を持って協議し、問題を解決するものとする。

第13条（管轄裁判所）

本覚書に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本覚書の成立の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 東京都港区虎ノ門 4-3-13  
大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構  
国立情報学研究所  
NTCIR プロジェクト プロジェクトリーダー  
教授 神門典子

通知先住所 東京都千代田区一ツ橋 2-1-2

(乙) 住所 \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_  
役職名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

別紙—NTCIR-9 特許機械翻訳 テストコレクション  
(研究目的利用者用)

細則1 「文書データ」とは、正式名称「NTCIR-9 特許機械翻訳 文書データ」と称し、甲が、その権利者から NTCIR ワークショップ9 のテストコレクションの利用者に利用させることを許諾されたデータのことであり、表 A に掲げた中から乙によって選択され、構成されたデータのことである。

表 A (必要なものにチェックすること)

A.1 中国語-英語 データセット

- 米国特許庁特許全文データ 1993-2002 (編集著作権者：財団法人日本特許情報機構)
- 米国特許庁特許全文データ 2003-2005 (編集著作権者：株式会社発明通信社)

A.2 日本語-英語 データセット

- 米国特許庁特許全文データ 1993-2002 (編集著作権者：財団法人日本特許情報機構)
- 米国特許庁特許全文データ 2003-2005 (編集著作権者：株式会社発明通信社)

A.3 英語-日本語 データセット

- 日本国公開特許公報全文データ 1993-2002 (著作権者：日本国特許庁)
- 日本国公開特許公報全文データ 2003-2005 (著作権者：日本国特許庁、編集著作権者：株式会社発明通信社)

細則2

1. 「タスクデータ」とは、正式名称「NTCIR-9 特許機械翻訳 タスクデータ」と称し、「特許機械翻訳 タスクデータ」と「特許機械翻訳 タスクデータ (訓練データなし)」の総称であり、表 B および C に掲げた中から乙によって選択され、構成されたデータのことである。

表 B (必要なものにチェックすること)

- B.1 日本語-英語 特許機械翻訳 タスクデータ
- B.2 英語-日本語 特許機械翻訳 タスクデータ

表 C (必要なものにチェックすること)

- C.1 中国語-英語 特許機械翻訳 タスクデータ (訓練データなし)

2. 「特許機械翻訳 タスクデータ」とは、テストデータ、参照訳データ、開発データ、訓練データ、および人手判定データの総称である。

3. 「特許機械翻訳 タスクデータ (訓練データなし)」とは、テストデータ、参照訳データ、開発データ、および人手判定データの総称である。

細則3 「文書データ」に関する著作権は、表 A に示した各データの権利者に帰属する。

細則4

1. 「タスクデータ」のうち、表 B に示したデータに含まれる「テストデータ」、「参照訳データ」、「訓練データ」および「開発データ」に関する編集著作権は、独立行政法人情報通信研究機構に帰属する。

2. 表 B に示した「日本語-英語 特許機械翻訳 タスクデータ」に含まれる「テストデータ」、「英語-日本語 特許機械翻訳 タスクデータ」に含まれる「参照訳データ」、および「訓練データ」と「開発データ」に含まれる日本語特許公報に関する著作権は、日本国特許庁に帰属する。

3. 表 B に示したデータに含まれる「人手判定データ」に関する著作権は、独立行政法人情報通信研究機構に帰属する。

4. 表 C に示したデータに含まれる「テストデータ」、「参照訳データ」、および「開発データ」に関する編集著作権は、Zhuhai ChiLin Star Information Technology Co., Ltd、香港教育学院 (Hong Kong Institute of Education, HKIED) および甲に帰属する。

5. 表 C に示したデータに含まれる「テストデータ」および「開発データ」の引用元である未加工の中国語特許文献に関する著作権は、中華人民共和国国家知識産権局 (State Intellectual Property Office of China, SIPO) に帰属する。

6. 表 C に示したデータに含まれる英文「参照訳データ」、「参照訳データ」および「開発データ」の引用元である未加工の英語特許文献に関する著作権は、世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization, WIPO) に帰属する。

7. 表 C に示したデータに含まれる「人手判定データ」に関する著作権は、独立行政法人情報通信研

究機構、甲、Chilin (HK) Limited および Zhuhai ChiLin Star Information Technology Co., Ltd に  
帰属する。

細則 5

1. 甲は、乙に対する「文書データ」の提供を技術的に妥当な手段により行う。
2. 甲は、乙に対する「タスクデータ」の提供をファイル転送などの電子的手段により行う。